

令和 5 年 ICID 協会総会・講演会

公水である河川水の利用と現代的課題

2023 年 6 月 27 日

上智大学 杉浦 未希子

概要：2022 年 10 月アデレードで開催された ICID 第 24 回総会国際シンポジウムで、日本の戦後の渇水対応のフレームワーク (basin レベルにおける渇水調整と field レベルにおける番水灌漑) について論文を発表した際、会場から河川水が「公水」である意味と公的機関が果たす役割について質問を受けた。この講演では、質問への回答を再考し、特に以下の 4 点、すなわち「公水」の意味、渇水時における「調整」主体、「調整」の舞台となる地理的・気候的条件、「調整」を可能にした水資源開発の技術・インフラ・制度の理解が要であると紹介する。その上でそれらの諸点を「河川水と人とのかかわり」の段階的展開、すなわち「河川水利用の秩序がどのように形成され現在に至ったのか」の観点から説明を試みる。旧河道の利用・反復利用・流路変更といった日本の水資源開発を可能にした技術やインフラの構造、それを前提とした「どこに水が戻るのか」という視点の重要性を指摘する。

はじめに

- 農業工学・農業水利における社会科学の立ち位置

I 第 24 回 ICID 総会国際シンポジウムでの発表と会場からの質問

- 発表概要
- 「公水」とは 資料①
- 戦後の渇水対応フレームワークにおける「公」の役割 資料②
- 河川水利用の秩序の空間的・時間的展開を理解する重要性

II 日本の河川水利用の秩序

- 河川水と人とのかかわりの展開～治水・利水・保水・親水・環境
- 河川低水管理（水利権制度の運用）からみた上記の動き：維持流量の意義
 - アジアモンスーン地域の気候要素・地形要素
 - 水源としての河川・収益性・カロリー生産性・人口稠密
 - 零細・多数の耕作者と、水利組織による系統的管理（今日は触れず）
- 対立・調整・調整主体
- 水がどこに戻ってくるのかという視点 資料③

III 今後の留意点

- 流域治水と低水管理
- 水循環という「公共性」の扱い

資料①関連法令等 ○現行法 ●前法令（昭和 54 時点）

○河川法 1 条（目的）

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に

管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

●前河川法 1 条（目的）

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

○河川法 23 条（流水の占用の許可）

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない

○河川法施行令 11 条 1 項（水利使用の許可の申請）

○「河川法の施行について（昭和 40 年 6 月 29 日河川局長通達）」別添第 1 標準水利使用規則 * 目的・取水口等の位置・取水量・取水方法…・許可期限など

○河川法 16 条 1 項（河川整備基本方針）

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

○河川法施行令 10 条 2 号 3 号（河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則）

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。

河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生息地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

○河川砂防技術基準計画編（平成 17）3.1 正常流量

正常流量とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息・生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮して定められた流量（以下「維持流量」という。）及びそれが定められた地点より下流における流水の占有のために必要な流量（以下「水利流量」という。）の双方を満足する流量であって、適正な河川管理のために基準となる地点において定めるものをいう。

●前河川法 16 条 1 項（工事実施基本計画）

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下「工事実施基本計画」という。）を定めておかなければならない。

●前河川法施行令 10 条 1 項 2 号（工事実施基本計画の作成の準則等）

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。

資料②関連法令

河川法 53 条 1 項（渇水時における水利使用の調整）

異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互に

その水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

○「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」(国河調 12 号・国河流第 7 号)

資料③(別途添付)

月刊地図中心 513 号 特集武蔵の用水めぐり

【参考文献】

- ・株式会社港出版社(建設省新河川法研究会編) 逐条河川法 1967.
- ・全国加除法令出版(建設省河川法研究会編著) 河川法逐条解説 1979.
- ・ぎょうせい(建設省河川法研究会編著) 改正河川法の解説とこれからの河川行政 1997.
- ・岡本雅美 農業土木における社会科学的視点の役割, 農業土木学会誌 67(4), 357-362a, 1999.
- ・日本河川開発調査会 新沢嘉芽統追憶(特集 にほんのかわ 100 号記念), 37-41, 2003.
- ・東京大学先端科学技術研究センター(東京大学大学院工学系研究科先端学際工学専攻) オーラル・ヒストリー春の学校 2008 成果報告集 農業水利研究における「ひとびと」の視点のゆくえ 24-35.
- ・大成出版社(河川法研究会編著) 改訂版逐条解説 河川法解説(第二版) 2010.
- ・秋山道雄・澤井健二・三野徹 環境用水-その成立条件と持続可能性 技法堂出版 2012.
- ・大成出版社(国土交通省河川局水利調整室監修) 水利権実務ハンドブック 1・2, 2016.
- ・杉浦未希子「環境用水水利権」の新奇性・特異性に関する研究-低水管理としての意義と今後の可能性- 農業農村工学会論文集 No. 304(85-1), I23-I28. 2017.
- ・宮崎淳 水資源の管理と配分に関する基礎理論の検討-水利権の法的性質を中心として 創価法学 38(3), 105-126, 2009.